

関係事業者等及び特定職員等（浄配水施設監視制御設備整備事業）

1 対象事業に関する事業に係る業種として指定する業種

情報通信機械器具製造業（監視制御設備の製造に関するものに限る。）

機械器具卸売業（監視制御設備の仕入卸売に関するものに限る。）

情報サービス業（監視制御設備の維持管理に関するものに限る。）

生産用機械器具製造業（浄水処理プラントの製造に関するものに限る。）

各種商品卸売業

金融業

技術サービス業（監視制御設備の設計に関するものに限る。）

専門サービス業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る助言、支援等に関するものに限る。）

2 対象事業に係る特定事業者の選定に関する事務に職務として携わる職員として指名する職員

(1) 選定に係る事務手続に携わる職員

氏名	(参考) 補職等
田中 尚	理事
江原 佳男	工務部長
谷口 一郎	工務部設備課長
早川 生馬	工務部設備課機電設備担当課長代理
鈴木 良季	工務部設備課担当係長
勝島 健太	工務部設備課担当係長
柳本 浩平	工務部設備課
東岡 祐示	工務部設備課

3 対象事業に係る特定職員等の職務に含まれる業務として指定する業務

公益財団法人給水工事技術振興財団に係る業務

4 指定及び指名の期間

令和7年12月9日から当該対象事業に係る特定事業者が選定される日までの期間